

支給開始年齢早見表

	厚生年金						共済年金				
	定額部分		報酬比例部分		坑内員・船員		一般		特定警察職員等		
	男子	女子	男子	女子	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	
昭和 7.4.1 以前	60	55	60	55	55	55	※		55	55	
昭和 7.4.2～昭和 8.4.1	〃	56	〃	56	〃	〃			56	56	
昭和 8.4.2～昭和 9.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃	
昭和 9.4.2～昭和 10.4.1	〃	57	〃	57	〃	〃			57	57	
昭和 10.4.2～昭和 11.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃	
昭和 11.4.2～昭和 12.4.1	〃	58	〃	58	〃	〃			58	58	
昭和 12.4.2～昭和 13.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃		60	60	〃	〃
昭和 13.4.2～昭和 14.4.1	〃	59	〃	59	〃	〃		〃	〃	59	59
昭和 14.4.2～昭和 15.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
昭和 15.4.2～昭和 16.4.1	〃	60	〃	60	〃	〃		〃	〃	60	60
昭和 16.4.2～昭和 17.4.1	61	〃	〃	〃	〃	〃	61	〃	〃	〃	
昭和 17.4.2～昭和 18.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和 18.4.2～昭和 19.4.1	62	〃	〃	〃	〃	〃	62	〃	〃	〃	
昭和 19.4.2～昭和 20.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和 20.4.2～昭和 21.4.1	63	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	〃	
昭和 21.4.2～昭和 22.4.1	〃	61	〃	〃	56	56	〃	〃	〃	〃	
昭和 22.4.2～昭和 23.4.1	64	〃	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	〃	
昭和 23.4.2～昭和 24.4.1	〃	62	〃	〃	57	57	〃	〃	〃	〃	
昭和 24.4.2～昭和 25.4.1	65	〃	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	〃	
昭和 25.4.2～昭和 26.4.1	〃	63	〃	〃	58	58	〃	〃	〃	〃	
昭和 26.4.2～昭和 27.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	
昭和 27.4.2～昭和 28.4.1	〃	64	〃	〃	59	59	〃	〃	〃	〃	
昭和 28.4.2～昭和 29.4.1	〃	〃	61	〃	〃	〃	〃	61	64	〃	
昭和 29.4.2～昭和 30.4.1	〃	65	〃	〃	60	60	〃	〃	〃	〃	
昭和 30.4.2～昭和 31.4.1	〃	〃	62	〃	〃	〃	〃	62	65	〃	
昭和 31.4.2～昭和 32.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和 32.4.2～昭和 33.4.1	〃	〃	63	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	
昭和 33.4.2～昭和 34.4.1	〃	〃	〃	61	61	61	〃	〃	〃	〃	
昭和 34.4.2～昭和 35.4.1	〃	〃	64	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	
昭和 35.4.2～昭和 36.4.1	〃	〃	〃	62	62	62	〃	〃	〃	〃	
昭和 36.4.2～昭和 37.4.1	〃	〃	65	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	
昭和 37.4.2～昭和 38.4.1	〃	〃	〃	63	63	63	〃	〃	〃	〃	
昭和 38.4.2～昭和 39.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	
昭和 39.4.2～昭和 40.4.1	〃	〃	〃	64	64	64	〃	〃	〃	〃	
昭和 40.4.2～昭和 41.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64	
昭和 41.4.2～昭和 42.4.1	〃	〃	〃	65	65	65	〃	〃	〃	〃	

※ 支給開始年齢早見表

生 年 月 日	支給開始年齢		
	退職共済年金	繰上げ退職共済年金 (自己都合退職)	繰上げ退職共済年金 (勸奨退職)
昭和 5.7.1 以前	56	51	46
昭和 5.7.2～昭和 7.7.1	57	52	47
昭和 7.7.2～昭和 9.7.1	58	53	48
昭和 9.7.2～昭和 11.7.1	59	54	49

※ 勸奨退職の場合、生年月日区分のほか退職日による区分もある。

- ・ 昭和 5.7.1 以前 「昭和 61 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 1 日以前に生まれた者」
- ・ 昭和 5.7.2～昭和 7.7.1 「昭和 61 年 7 月 1 日から平成元年 6 月 30 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 2 日から昭和 7 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・ 昭和 7.7.2～昭和 9.7.1 「平成元年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 30 日までの間に退職した者又は昭和 7 年 7 月 2 日から昭和 9 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・ 昭和 9.7.2～昭和 11.7.1 「平成 4 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 30 日までの間に退職した者又は昭和 9 年 7 月 2 日から昭和 11 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」

(参考) 自衛官の退職共済年金の支給開始年齢の特例

区 分	支給開始年齢
平成 3 年 6 月 30 日以前に退職した者	55 歳
平成 3 年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 30 日までの間に退職した者	56 歳
平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 6 月 30 日までの間に退職した者	57 歳
平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 6 月 30 日までの間に退職した者	58 歳
平成 6 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 30 日までの間に退職した者	59 歳